

V. 福祉・介護等サービス



1. 介護保険制度

●介護保険の対象となる方

- (1) 65歳以上の方で日常生活において介護や支援が必要となり、認定を受けた方
または
- (2) 40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方のうち、次の難病が原因で介護や支援が必要となり、認定を受けた方
- ・悪性関節リウマチ
 - ・後縦靭帯骨化症
 - ・脊柱管狭窄症
 - ・筋萎縮性側索硬化症
 - ・多系統萎縮症
 - ・脊髄小脳変性症
 - ・進行性核上性麻痺
 - ・大脳皮質基底核変性症
 - ・パーキンソン病

*ただし、厚生労働大臣の定める以下の疾病の訪問看護については、医療保険から給付されます。

- ・多発性硬化症
- ・プリオン病
- ・重症筋無力症
- ・亜急性硬化性全脳炎
- ・進行性核上性麻痺
- ・大脳皮質基底核変性症
- ・パーキンソン病
- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・脊髄小脳変性症
- ・多系統萎縮症
- ・ハンチントン病
- ・スモン

●介護サービスを利用するには

まず、市町の要介護（要支援）認定を受ける必要があります。

市役所・町役場介護保険担当課または最寄りの地域包括支援センターに御相談ください。

●介護保険で利用できるおもなサービス内容

(※) 特定医療費（指定難病）受給者証が利用可能なサービス

在宅サービス	施設サービス（要支援1、2の方は利用できません）
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（ホームヘルプ） ・訪問入浴介護 ・訪問看護（※） ・訪問リハビリテーション（※） ・居宅療養管理指導（※） 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） （原則、要介護3以上） ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設（※）
<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護（ショートステイ） ・福祉用具の購入・貸与・住宅改修費など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型サービス ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型通所介護（デイサービス） ・認知症対応型協働生活介護（グループホーム） ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

2. 障害福祉サービス

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法で障害者の範囲に「難病等の方々」が加わりま
した。

対象疾病に該当すれば、障害福祉サービスの受給申請が可能です。

対象疾病に罹患していることを示す証明書類（特定医療費（指定難病）受給者証、特定医療
費（指定難病）申請支給認定審査結果、医師の診断書等）が必要です。

●相談窓口：市町（福祉担当課）p3 参照

- ・「指定難病」は、全て「障害者総合支援法の対象疾病」に含まれますが、「障害者総合支援法の対
象疾病」と「指定難病」で異なる疾病名を用いているものがあります。
- ・支給されるサービスは、心身の状態等に関する調査（認定調査）などを経て決定されます。
- ・所得状況に応じた利用者負担があります。
- ・介護保険制度に同等のサービスがある場合は、介護保険制度が優先されます。

サービスの概要

介護給付 (障害者支援区分認定必要)	訓練等給付	地域生活支援事業
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者包括支援 ・短期入所（ショートステイ） ・療養介護 ・生活介護 ・施設入所支援	・共同生活援助 (グループホーム) ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援 (A 型 = 雇用型) ・就労継続支援 (B 型 = 非雇用型)	・移動支援 ・地域活動支援センター ・福祉ホーム ・日常生活用具給付等



3. 必要な用具の給付等

- 相談窓口：市町（福祉担当課）p3 参照



<補装具費（購入・修理）の支給>

・身体障害者手帳をお持ちの方や対象の難病等で一定の障害の状態にある方に対し、日常生活や社会生活をより容易にするための補装具の購入・修理にかかる費用について補装具の支給が行われます。原則として1割の利用者負担ですが、世帯の所得に応じた負担上限月額が設定されます。

補装具の購入または修理を依頼される前に、市町に申請してください。

- ・補装具の対象障害及び品目

障害の内容	品目
視覚障害	眼鏡、義眼、盲人安全つえ
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車いす、歩行器等
肢体不自由かつ音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置

<日常生活用具の給付・貸与>

・障害者（児）の方や難病患者の方に対し、日常生活をより便利にしていいため、各種日常生活用具の給付や貸与を行います。世帯の所得に応じた自己負担上限月額が設定されます。

用具	品目
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす等
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭等
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を行うもの

※種目等については、各市町で異なりますので、お住まいの市町にお問い合わせください。

4. さがサポセンターいきいき館（佐賀在宅生活サポートセンター）

気楽に福祉用具や住宅改修、介護等について相談することができる施設です。

- 事業内容：各種講座・研修・自助具製作ワークショップの開催
福祉用具やユニバーサルデザイン製品、バリアフリーモデル住宅の展示・体験
福祉用具の利用や福祉用具の調整、住宅改修、介護に関する相談
福祉用具等試用貸出 など
- 相談方法：来所、電話
- 相談日時：火曜～日曜日 午前9時～午後5時
- 休館日：月曜日、祝祭日、年末年始
- 窓口：〒840-0804 佐賀市神野東 2-6-1
TEL：0952-31-8655 FAX：0952-30-2591

5. 障がい者歯科保健地域協力医制度

障害のある方が「お口の健康」を守ることができるようサポートする制度です。障害者へのむし歯予防や治療等をはじめ、歯科診療に関する相談に応じます。ご利用の際は、佐賀県歯科医師会、又は各協力歯科医院にお電話で御連絡の上、受診してください。

協力歯科医名簿については、佐賀県歯科医師会ホームページで確認できます。

- 相談窓口
佐賀県歯科医師会（代表 TEL：0952-25-2291）
佐賀県在宅歯科医療推進連携室（TEL：080-3223-2922）
又は協力歯科医院



6. 佐賀県重症難病患者一時入院事業

- 在宅療養するためには介護者の休養も必要です。介護保険での通常のショートステイの利用が困難な重症難病患者に一時（レスパイト）入院受入れ可能な病院を調整し、紹介します。
- 対象者：以下の条件を全て満たす方
 - ①佐賀県内に住所を有する方
 - ②指定難病でかつ、当該疾患を主たる要因として身体障害者障害程度 1・2 級で要介護状態にある者（同程度に準じると認められる者を含む）
 - ③家族等の介護者の休養（レスパイト）等の理由により一時的に在宅で介護等が受けられなくなった方
 - ④病状は安定している者の、医学的管理下に置く必要がある方
- 入院日数：同一年度 28 日まで
- 相談窓口：保健福祉事務所または難病医療コーディネーター
p1 参照



7. 佐賀県在宅人工呼吸器使用患者訪問看護治療研究事業

- 人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的に実施している事業です。
- 対象者：以下の条件を全て満たす方
 - ①在宅療養中の方
 - ②指定難病及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者
 - ③②を主たる原因として人工呼吸器を装着している方
 - ④医師が診療報酬対象外の訪問看護を必要と認める方
- サービスの内容
診療報酬において、訪問看護療養費を算定できる回数を超える訪問看護について、患者 1 人あたり年間 260 回を限度として利用できます。
- 申請方法：訪問看護ステーションを通じて県に申請
- 相談窓口：保健福祉事務所 p1 参照

